

議案第17号

木津川市体育施設条例及び木津川市都市公園条例の一部改正について

木津川市体育施設条例（平成19年木津川市条例第98号）及び木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

スポーツを通じた交流の促進や生涯学習の振興を図ることを目的に社会体育施設の営利目的での利用を認めるため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市体育施設条例及び木津川市都市公園条例の一部を改正する条例
(案)

(木津川市体育施設条例の一部改正)

第1条 木津川市体育施設条例（平成19年木津川市条例第98号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表（第6条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 <u>利用時間が1時間未満の場合又は1時間未満の端数が生じた場合は、当該利用時間又は端数を1時間とみなす。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市内に在住し、若しくは市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者（以下「市内の利用者」という。）」以外の者（以下「市外からの利用者」という。）が利用する場合又は市外からの利用者の人数が過半数を超える団体が利用する場合の使用料は、倍額とする。</u></p>	<p>別表（第6条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 <u>利用時間1時間未満は、1時間とみなす。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市外からの利用者については、この表に定める額の倍額とする。</u></p>

4 市内の利用者又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体が営業又は営利を目的として利用する場合の使用料は、倍額とする。

5 市外からの利用者又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人その他の団体が営業又は営利を目的として利用する場合の使用料は、4倍とする。

(木津川市都市公園条例の一部改正)

第2条 木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第3（第10条、第20条、第22条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>市内に在住し、若しくは市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者（以下「市内の利用者」という。）以外の者（以下「市外からの利用者」という。）</u></p>	<p>別表第3（第10条、第20条、第22条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>市内に在住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者以外の者の利用にあつては、この表に定める額の倍額とする。</u></p>

が利用する場合又は市外からの利用者の人数が過半数を超える団体が利用する場合の使用料は、倍額とする。

5 市内の利用者又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体が営業又は営利を目的として利用する場合の使用料は、倍額とする。

6 市外からの利用者又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人その他の団体が営業又は営利を目的として利用する場合の使用料は、4倍とする。

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の木津川市体育施設条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の木津川市都市公園条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用許可の申請に係る使用料について適用し、施行日の前日までの利用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第17号 木津川市体育施設条例及び木津川市都市公園条例の一部改正について	
担 当 課	社会教育課 社会体育係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>社会体育施設においては、現在、指導者が報酬を得るスクール等の利用は認めていません。しかし、近隣の自治体では、営利目的での利用を認めているところが多く、また、近年における社会ニーズの変化やNPO法人等の団体から専門的な講師による教室を実施したい等の要望もあることから、社会体育施設の営利目的での利用を認めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>営利を目的とした利用を認めることで、教室やスクールが開催できることにより、スポーツを通じた交流の促進や生涯学習の振興、また各種競技のレベルアップにも繋がり、施設の利用が増えると共に施設使用料の収入増が見込めます。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内で協議検討を行い、改正案を作成 ・社会教育委員会（10月10日） ・近隣自治体の状況を確認（12月上旬） ・関係課協議（12月8日） ・教育委員会（12月22日） ・政策会議（1月10日） ・教育委員会（1月29日） 	
市民参加の状況	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>・教育委員会及び社会教育委員会で審議</p>	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	5 文化
	施 策	② スポーツ ア. スポーツ活動の促進
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (年度) <input type="checkbox"/> 複数年度 (年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>教室やスクールが開催できることとなり、スポーツを通じた交流の促進や各種競技のレベルアップにも繋がり、施設の利用が増えると共に施設使用料の収入増が期待できる。</p>	